

BIM/CIM 推進委員会 規約（改正案）

（名称）

第1条 この委員会は、BIM/CIM 推進委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、国土交通省が進める i-Construction におけるトップランナー施策である ICT の全面的な活用を BIM/CIM を用いて推進するために、関係団体が一体となり BIM/CIM の推進および普及に関する目標や方針について検討を行い、具体的な方策について意思決定を行うことで、BIM/CIM の施策を進めていくことを目的とする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は、委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行にあたる。

（委員以外の者の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（ワーキンググループ）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の下にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

（幹事会）

第7条 委員会の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、委員会及び WG が円滑に進行できるよう運営支援を行う。

（事務局）

第8条 委員会、WG 及び幹事会の事務局は、大臣官房技術調査課が行う。ただし、委員長が必要と認めるときは、WG の事務局について別に定めることができる。

（委員会の議事）

第9条 委員会の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨については、事務局は委員長の確認を得たのち、委員会後速やかにホームページで公開する。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

附則

1 この規約は、平成30年9月3日から施行する。

附則

1 この規約は、平成31年4月23日から施行する。